

令和4年第8回
志木市農業委員会総会議事録

令和4年8月25日

志木市農業委員会

令和4年第8回志木市農業委員会総会日程

令和4年8月25日（木）午後2時00分

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

- (1) 議案第10号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
- (2) 議案第11号 『農地法第5条許可の工事完了届』について

第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）

- (1) 報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る受理の決定について
- (2) 報告第18号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

第5 協議事項

- (1) 次回総会の日程について
- (2) その他

第6 閉会

《議事録令和4年第8回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月25日(木) 午後1時50分から午後3時15分

2. 開催場所 志木市役所 2階 大会議室2-1

3. 出席委員(11人)

会 長	13番	田中 満男
委 員	3番	小山 武英
	4番	清水 和雄
	5番	山中 榮太郎
	6番	大島 廣明
	7番	齊藤 正歳
	8番	石井 敏男
	9番	波澄 洋子
	10番	抜井 和彦
職務代理	11番	志村 晃
	12番	志村 二美重

4. 欠席委員(1人) 1番 三枝 将樹

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

第4 諸報告

第5 協議事項

第6 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋山 博明

書記 富海 亮太

7. 会議の概要

○事務局長

定刻前ではございますが全員お揃いですので、令和4年第8回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、13人中11人でございます。志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和4年第8回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

○田中会長

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、9番 波澄 洋子委員、10番 抜井 和彦委員にお願いいたします。併せて、書記として富海主査を指名いたします。

それでは、議案第10号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について事務局朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○志村職務代理

それでは、議案第10号受付番号26番から28番について、事務局から説明を求めます。

○富海主査 【事務局説明】

本案件は、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。

受付番号26番から28番の申請人及び農地の状況につきまして、抜井和彦委員にご同行いただき、確認しております。この後、担当委員よりご説明がございます。
以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第10号 受付番号26番につきまして、抜井和彦委員、説明、報告をお願いいたします。

○10番 抜井委員

会長の指名がありましたので、議案第10号受付番号26番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■■■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、7、8、9ページをお開きください。

市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■■丁目■■■■■の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■■■■ 氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

続きまして、議案第10号 受付番号27番につきまして、抜井和彦委員、説明、報告をお願いいたします。

○10番 抜井委員

会長の指名がありましたので、議案第10号受付番号27番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■■■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、10ページをお開きください。

市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■■丁目■■■■■の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■■■■ 氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。

続きまして、議案第10号 受付番号28番につきまして、抜井和彦委員、説明、報告をお願いいたします。

○10番 抜井委員

会長の指名がありましたので、議案第10号受付番号28番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■■ ■■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、11、12、13ページをお開きください。

市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■ ■■ 氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございます。それでは、議案第10号 受付番号26番から28番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、

議案第10号 受付番号26番、27番、28番は可決されました。

ありがとうございました。

続きまして、

議案第11号 『農地法第5条許可の工事完了届』について事務局より説明をお願いいたします。

○富海主査 【事務局説明】

本案件は、農地法第5条第1項の規定により一時転用許可を受けた事業について、工事が完了したので、完了届が提出されたもので、工事完了届の受理証明を農業委員会に求めるものです。本案件の農地の状況につきましては、田中会長にご同行いただいて、確認しております。この後、田中会長よりご説明がございます。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第11号について、わたくし田中より説明、報告を行います。申請地は、14ページをお開きください。市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。工事完了届の受理証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

それでは、議案第11号について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、農地法第5条許可の工事完了届について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、

議案第11号は可決されました。ありがとうございました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第17号『農地法第3条の3第1項の規定による届出について』

(2) 報告第18号『農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について』

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

ありがとうございました。それでは、報告第17号受付番号3番につきましては、小山武英委員からの報告を求めます。

○3番 小山委員

会長の指名がありましたので、報告第17号受付番号3番について、報告を行います。

申請地は、15、16、17ページをお開きください。市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。現地は、〇〇となっております。今回の届出において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

ありがとうございました。続きまして、報告第18号受付番号4番につきましては、清水和雄委員の報告を求めます。

○4番 清水委員

会長の指名がありましたので、報告第18号受付番号4番について、報告を行います。

申請地は、18ページをお開きください。市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。

現地は、〇〇となっております。今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの報告第17、18号について、質問等がございましたらお願いいたします。

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、

令和4年9月26日月曜日、午後2時、新庁舎2階 大会議室2-1で行う予定でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、9月26日月曜日、午後2時ということによりよろしくお願いいたします。

続きまして、

(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何も無いようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局長【事務局説明】

それでは、事務局より、連絡させていただきます。

・農地パトロールについて

以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、令和4年第8回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和4年8月25日

志木市農業委員会議長 田中 満男

9番 波澄 洋子

10番 抜井 和彦